

総社市高齢者福祉計画・第10期介護保険 事業計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名

総社市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務

2 業務目的

本業務は、介護保険事業計画の進捗状況の把握と現状分析等を行い、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと生活できる地域包括ケアシステムの構築に向け、総社市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画に係る調査及び計画を策定するものである。

3 計画期間

計画期間は、令和9年（2027年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの3年間とする。

4 業務内容

委託を行う業務の内容は次のとおりとする。また、いずれの業務についても厚生労働省が作成する第10期介護保険事業計画に係る「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の手引き」及び「第10期介護保険事業計画作成に向けた各種調査等に関する説明会」の内容を踏まえたものとする。

なお、業務の遂行に当たっては、業務遂行スケジュールを策定の上、工程管理を行い、常に総社市（以下「委託者」という。）と緊密な連携の下、その指示により迅速かつ的確に行うものとする。

【令和7年度】

(1) 基礎調査

ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

a 調査の概要

① 調査対象

65歳以上の者（要介護1～5認定者を除く。）から無作為抽出
（発送件数 約4,000件、回収率見込み75%）

必須項目、オプション項目に加え、独自項目 20～30項目程度、自由記述欄あり

② 調査時期

調査票の発送：令和7年11月～12月頃

調査票の提出期限：調査票の発送後、3～4週間後に設定

③ 調査項目

約90問程度（A4両面 10枚程度）

厚生労働省が示す日常生活圏域ニーズ調査の項目に、委託者独自の調査項目を加えたもの。

b 業務の内容

① 調査結果を入力・集計し、分析及び考察を行う。

【回答の分析方法】

- ・ 分析項目及び分析の視点については、あらかじめ委託者と協議する。
- ・ 厚生労働省が作成した地域包括ケア「見える化」システム等を活用して行う。
- ・ 情報送信ソフトを用いた国へのデータ送信に対応した集計データの作成も委託業務に含

める。

- ・ 介護予防の効果について分析を行う。
- ・ 最小の分析単位の日常生活圏域単位での分析を行う。

② 集計・分析を行った全データファイルを成果物として作成・納品する。

c 受託者において行う業務及び受託者の費用負担

- ① 調査票の設計，Word データ作成・納品
- ② 調査票を市役所での手渡し又はセキュリティ対策が施された方法で受け取る経費
- ③ 回収した回答書開封，ナンバリング及び回答集計，分析及び報告書等の作成・納品
- ④ 回答者名簿の作成，回答内容のマスターデータ一式作成費用

d 委託者において行う業務及び委託者の費用負担

- ① 調査対象者の抽出，宛名シール作成
- ② 宛名シール貼り付け，封入作業
- ③ 調査票印刷，発送に必要な封筒（長3窓あき），返信用封筒
- ④ 調査票等の発送及び返信費用
- ⑤ 調査対象者からの回答の回収
- ⑥ 調査対象者名簿の作成

(2) 打合せへの出席及び資料・議事録作成

- ・ 事業量推計作業については，委託者の要望に基づき担当研究員を派遣し，推計作業を行い，委託者の要望に沿った修正，変更点の説明等を行うこと。
- ・ 調査結果の分析・考察，調査報告書の内容等については，委託者の求めにより随時（月1回以上）開催する（回数制限なし）。その際には必ず研究員が出席のこと。市役所での開催を基本とするが，委託者が認める場合はオンライン開催とする。

【令和8年度】

(1) 基礎調査

ア 在宅介護実態調査

a 調査の概要

① 調査対象

65歳以上の更新・区分変更申請者（在宅調査の件数 最大600件程度）

※認定調査員による聞き取り調査

② 調査期間

令和7年3月～令和8年4月（回収状況によっては，延長する場合がある。）

※集計・分析は令和8年4月頃から開始。

③ 調査項目

厚生労働省が示す在宅介護実態調査の項目（必須項目14問，オプション項目5問）とする。

b 業務の内容

- ・ 調査結果から，集計・分析を行う。また，集計・分析を行った全データファイルを，成果物として作成する。
- ・ 集計・分析は，国配布ファイルを活用するほか，独自分析を行う。
- ・ 集計・分析は，クロス集計等を用いて行う。また，必要に応じて生活圏域ごとに取りまとめを行う。

- ・ 集計・分析は、委託者の要望に基づきその都度行う。
- c 受託者において行う業務及び受託者の費用負担
 - ① 調査票を市役所での手渡し又はセキュリティ対策が施された方法で受け取る経費
 - ② 回答者名簿データ及び回答内容のマスタデータ一式作成費用
 - ③ 回収した調査票のシート入力，回答集計，分析及び結果報告書（Word ファイル，PDF ファイル）の作成・納品
- d 委託者において行う業務及び委託者の費用負担
 - ① 調査対象者の抽出
 - ② 調査の実施
 - ③ 回答の回収
- イ 介護人材実態調査の実施
 - a 調査の概要
 - ① 調査対象
総社市内にある介護施設及び事業所
 - ② 調査時期
令和8年4月頃
 - b 業務の内容
 - ・ Web 回答可能な形式での調査を行い，回答結果を取りまとめ，報告書を作成する。
 - ・ 報告書については，国ツールを使用し作成することとするが，委託者の要望に応じてレイアウト等，柔軟に対応する。
 - ・ 対象となる事業所等のメールアドレスは委託者より提供する。
 - c 受託者において行う業務及び受託者の費用負担
 - ① 調査実施
 - ② 回答者名簿データ及び回答内容のマスタデータ一式作成費用
 - ③ 調査票の回答集計，分析及び結果報告書データ（Excel，Power Point 及び Word）の作成・納品
 - d 委託者において行う業務及び委託者の費用負担
 - ① 調査対象事業所の抽出
 - ② 調査対象事業所のメールアドレス等の情報提供

(2) 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の検証及び現状分析業務

ア 現状分析業務

- ・ 本市施策の実態把握
- ・ 人口推計，認定者数及び受給者数の推計，第9期計画期間の評価を含めた現状分析を行うこと。
委託者より介護給付データを令和6年度・令和7年度分及び令和8年度分の一部を提供するため，これらのデータを用いた給付分析を行うこと。
- ・ 地域支援事業，高齢者福祉サービスについても現状を分析することとし，必要に応じて各課のヒアリング調査を実施すること。
- ・ 認知症高齢者数，認知症高齢者を取り巻く課題，現状の施策について調査及び分析を実施すること。
- ・ 認定者，事業所の稼働率及び施設待機者数等から不足する介護サービス事業等について調査及び分析を実施すること。

イ 個別事業評価

- ・各事業の評価を行うシートを作成し、その結果をとりまとめて検証を行い、第10期計画へ反映すること。

ウ 認定情報及び給付実績情報分析

- ・地域包括ケア「見える化」システムや給付実績（国保連合会）データ、介護保険事業状況報告書等を活用するほか、委託者が提供する要介護認定データ及び給付実績データを使用した分析を行うこと。
- ・分析過程において構築したプログラム（システム等）及び分析の過程等についての説明書を委託者へ納品すること。

(3) 社会保障制度・関連計画の動向把握，整合性確保

- ① 推進すべき方策・体制及びこれに伴う課題整理
- ② 国，県，その他地方公共団体の動向整理
- ③ 制度及び関連計画の動向把握，整合性確保

(4) 地域包括ケア「見える化」システムを活用したワークシートの作成支援（ID付与による）

(5) 認知症施策推進計画策定

- ・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）」を踏まえ、認知症施策推進計画を一体的に策定する計画とすること。

(6) 計画案の作成・編集作業

ア 計画の基本理念，重点課題，基本目標の設定

イ 人口及び要介護（要支援）認定者数等の将来推計

a 人口推計（総人口，前期高齢者数，後期高齢者数，85歳以上高齢者数）

※人口推計については，総社市総合計画での推計値と独自で計算した推計値の両方を用いて計画案を作成すること。

b 要介護認定率及び認定者数（要介護度別）

c 認知症高齢者数，一人暮らし高齢者数及び必要となる介護人材の数の将来推計

ウ 地域包括ケア「見える化」システムを活用して，サービス目標量推計及び目標量確保のための方策の設定

エ 諸課題への対応策設定

- ・現計画及び介護保険給付実績等における課題を整理すること。
- ・次期計画の素案，最終案の作成をすること。

オ 介護保険料設定

- ・地域包括ケア「見える化」システムを活用し，様々な状況を想定して必要に応じて複数回保険料算定を行うこと。

(7) 打合せへの出席及び資料・議事録作成

- ・事業量推計作業については，委託者の要望に基づき担当研究員を派遣し，推計作業を行い，委託者の要望に沿った修正，変更点の説明等を行うこと。
- ・打合せは委託者の求めにより随時（月1回以上）開催する（回数制限なし）。その際には必ず

研究員が出席のこと。市役所での開催を基本とするが、委託者が認める場合はオンライン開催とする。

- ・ 委託者の求めにより、介護保険運営協議会に供する資料作成を行うこと（令和8年8月・10月・11月・12月・令和9年2月開催予定）。※11月は進捗を見て、必要があれば開催。

(8) パブリックコメントの意見集約，回答案作成及び分析評価

5 成果品

【随時】

- 集計結果のマスターデータ，集計分析結果等
電子データ一式

【R7年度中】

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書（編集，デザイン，文章作成，イラスト作成等含む。）
A4判，100頁程度。Word及びPDF納品
- 調査回答者名簿・回答内容のマスターのデータ一式
納品期日 令和8年3月31日

【R8年度中】

- パブリックコメント用計画書データ（Word及びPDF）
納品期日 パブリックコメント開始時まで
- 認定情報及び給付実績情報分析結果報告書（電子データ）
- アンケート調査の報告書（編集，デザイン，文章作成，イラスト作成等含む）
 - ① 在宅介護実態調査・介護人材実態調査 結果報告書（電子データ）
 - ② パンチデータ及び集計表・グラフデータ等一式（電子データ）納品期日 令和8年5月31日
- 計画書の作成（編集，デザイン，文章作成，イラスト作成等含む）
 - ① 計画書の製本 A4判，180頁程度，4色刷り，アジロ綴じ製本 250部
※紙質，製本等は，総社市高齢者福祉・第9期介護保険事業計画と同等とする。
 - ② 電子データ一式納品期日 令和9年3月31日

- 概要版（ダイジェスト版）の作成（編集，デザイン，文章作成，イラスト作成等含む）
 - ① 概要版 A4判，8頁程度，カラー，PDF納品（見開き，各ページ）
 - ② 電子データ一式

※成果品に係る権利は全て委託者に帰属することとし，受託者は委託者の承認を得ずに使用又は公表しないこと。

納品期日 令和9年3月31日

6 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

7 委託業務スケジュール

R7 年度	8月～10月	・業務打合せ（アンケート内容精査等），データ収集，分析
	11月～2月	・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査アンケート実施，集計，分析，報告書作成
	2月	・介護保険運営協議会
	3月	・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査成果物提出
R8 年度	4月～10月	・総社市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画骨子，素案検討作成 ・在宅介護実態調査 ・介護人材実態調査
	8月～2月	介護保険運営協議会 計4回実施予定
	11月～12月	素案検討，修正業務
	1月	パブリックコメント
	1月～3月	素案修正，総社市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画（成果品）提出

※ スケジュールの変更や介護保険運営協議会の回数の増減の場合がある。

8 費用負担

本業務に必要な経費は，委託契約額として受託者に支払うもののほかは，本仕様書に記載のないものであっても，原則として受託者が負担すること。

9 その他

- (1) 受託者は，業務の実施に当たり，総社市契約規則（平成17年総社市規則第45号），その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。
- (2) 本業務については，個人情報を取り扱うため，本契約業務を受託又は本契約業務に係る事業者は，一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定若しくは同等の第三者評価を有する法人であることが望ましい。また，個人情報の取り扱いについては，委託者が定める個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (3) 本業務を実施するに当たり，本仕様書に関する詳細及び記載のないものについては，関係法令や国からの通知等及び介護保険制度の見直しに準拠し技術上，当然必要と認められる事項については，受託者の責任において補充するものとする。
- (4) 本業務では，専門的な知見を持った受託者による支援のもと，本業務を遂行することを前提としている。よって，高い専門性を持ち，高齢者福祉・介護保険全般について提言できる担当者を1名以上配置するものとする。
- (5) 本業務実施中，トラブルが発生した場合には，必要な処置を講じるとともに，直ちに委託者に報告しなければならない。また，対応を行った場合は，処置後に報告書を提示すること。
- (6) 本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は，直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し，委託者の責に帰すべき事由によるものを除き，すべて受託者の責任において処理解決するものとし，委託者は一切の責任を負わない。
- (7) 本業務を適正かつ円滑に実施するため，受託者は各々の業務について委託者と常に密接な連絡に努め，本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は，委託者と受託者とで協議のうえ委託者

の指示に従い、迅速かつ適正に業務を遂行すること。

- (8) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果品等不良個所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (9) 本業務で履行した成果品等はすべて委託者の所有とし、委託者の許可なく貸与、公表、使用してはならない。なお、委託者に提供された写真、イラスト、グラフ等については、以後、委託者が使用するに当たり、支障のないものとする。
- (10) 事業量・保険料の検討等の実施時期については、国及び岡山県の示すスケジュールに沿って、委託者が別途指示を行うものとする。
- (11) その他、国及び県等への各種報告・資料提出があった場合には、委託者の指示する時期に円滑・誠実に対応すること。
- (12) プロポーザル審査でプレゼンテーションを行った提案内容が履行される業務仕様書を提出すること。